

令和2年第2回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月2日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 田 中 瑛 二

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 2号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 議案第 3号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第 4号 令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第 6 議案第 5号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正
予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 7号 若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定につ
いて
- 日程第 9 議案第 8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町
関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第 9号 若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第12 議案第11号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す
る条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第15 議案第14号 若狭町立保育所条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 若狭町公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務
の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第18 議案第17号 若狭町まちづくり計画の変更について
- 日程第19 議案第18号 令和2年度若狭町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和2年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第 29 議案第 28 号 令和 2 年度若狭町営住宅等特別会計予算
日程第 30 議案第 29 号 令和 2 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
日程第 31 議案第 30 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計予算
日程第 32 議案第 31 号 令和 2 年度若狭町工業用水道事業会計予算
日程第 33 議案第 32 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
日程第 34 議案第 33 号 旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について

(午前 9時46分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和2年第2回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和元年度各会計の補正予算、条例の制定、一部改正のほか、規約の変更、基本計画の変更、令和2年度各会計予算、指定管理者の指定などが主なものであります。議員各位には、十分な審議をお願いするものであります。

さて、この冬は昨年にも増して暖かで、1カ月早く春が到来しております。一方で、新型コロナウイルスの感染が日本でも拡大し、イベントの自粛要請や学校の休校など、経済にも大きな影響が出てきております。一刻も早い終息を願うものでございます。

議員各位には健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和2年第2回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、皆様方、おはようございます。

爽やかな日差しが心地よく、春を感じる季節となりました。

ことしの冬は、昨年続き暖冬となり、降雪も少なく、大変過ごしやすい毎日であったと思います。

特に例年2月中旬に開花する梅の花が、ことしは2週間程度早く、1月に開花するなど、暖かさと早い春の訪れをうれしく思う一方で、梅をはじめ、農作物などへの影響を心配しているところであります。

梅で申し上げますと、昨年は、平成から令和に変わり、大きな節目となる年でございました。この令和は、万葉集の梅の花の歌から引用されております。

我が町の特産である梅が元号のテーマの一つとなっており、令和という新しい時代は、本町にとりましても、明日への希望とともに、若狭町という花を大きく咲かせる、成長することができる、そんなすばらしい時代になると感じております。

さて、本日、令和2年第2回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、

議員全員の出席を賜り、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、私の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

まず、初めに、私は、これまで、「みんなで創るみんなのまち」「笑顔全開・地域力発信」をスローガンに、連携と交流、そして、つなぐというキーワードを掲げ、笑顔があふれるまちづくりを目指し、全力で取り組んでまいりました。

そして、令和2年度は、私にとりまして、町政3期目の最後の年を迎え、その総仕上げをしっかりと行ってまいりますとともに、先々まで町の発展が続くよう、少しでも多くの取り組み、そして、少しでも多くの成果を目指して全力投球で頑張っていきたいと思っております。

そこで、今回、新たに迎える令和2年度のまちづくりのテーマとしましては、結ぶという新たなキーワードを加え、連携と交流、そして、「つなぐ」、最後に、結ぶというテーマでまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

現在、推進しております第二次若狭町総合計画における3つの基本戦略では、「活力を育む交流を拡大する」「次世代の活動環境を創造する」「地域の力を高める」などに取り組み、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」に向けてチャレンジしてまいりたいと考えております。そのためには、国や県との協調体制を築き、地域資源を公民連携により有効に活用しながら、地域経済の循環へと結んでまいりたいと思っております。

一方では、町の財政状況は依然として厳しい状況下にあります。そのため、若狭町行財政改革プランを着実に実行し、歳入財源の確保を行うとともに、歳出の抑制など、財政健全化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ここで、心配しております世界的に感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症についてお話を申し上げたい、このように思います。

日本国内におきましても、2月28日現在、19の都道府県で915名の感染がありました。また、8名の方が死亡されております。このように確認をいたしております。

そんな中、2月27日に、安倍首相より、全国の小・中学校、高等学校等に対して、3月2日からの臨時休校の要請がなされました。これを受け、町の対応状況等について御報告させていただきます。

まず、28日には、三役会、校長会、課長会を開催いたしまして、町では、コロナウイルス警戒本部を立ち上げ、それぞれ今後の対応策について協議いたしました。

町内の小・中学校につきましては、政府の要請を受け、明日3日から春休みまでの期間を臨時休校といたします。なお、卒業式につきましては、マスク着用、手洗いの励行

などの対策を徹底しながら予定どおり実施する予定であります。

町主催の行事につきましても、中止や延期、また、規模縮小などの検討をするよう指示をしたところであります。

それでは、本日開会いたしました3月議会におきましては、令和2年度一般会計をはじめ、特別会計、企業会計予算、その他、令和元年度の補正予算や条例関係などの議案を提案させていただきます。

町の令和2年度の予算規模でございますが、一般会計では107億6,847万4,000円で、前年度と比較して13.85%の増額となっております。

同様に、特別会計では、11会計あわせて55億7,200万5,000円で、5.56%の増額となっております。

また、企業会計では、3会計の歳出ベースで8億6,079万4,000円で、11.82%の減額となっております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた町の予算総額は172億127万3,000円となり、全体で9.47%の増額となっております。

それでは、施策事業の概要について、順次御説明申し上げます。

まず、人口減少対策としまして取り組む定住促進につきましては、引き続き、若者の定住とUターン、Iターン者などの支援に努めるとともに、関係人口の創出に積極的に取り組んでまいります。

特にこれまで若狭町に移住した皆さんは、本町のすばらしい点に思いを寄せ、移住し、町内でさまざまな形で活躍されておられます。この皆さんを町としましてもしっかりと応援するとともに、若狭町への思いや活動を町内外に向けて発信してまいりたいと思っております。この発信を通じまして、さらなる定住者、関係人口を呼び込んでまいりたいと考えております。

あわせて、都市住民や地域の若者の起業、副業等を応援し、新たなビジネスチャンスや地域のにぎわいを創出する中で、若者が活躍できる風土をつくり出すことにより、定住効果を高めてまいりたいと考えております。

また、社会問題となっております空き家対策でございますが、昨年実施いたしました空き家調査では、町内には約330件の空き家が存在するとの結果が出ました。3年前に比べ約30件増加しており、空き家対策は喫緊の課題となっております。

今年度におきましては、地域とともに空き家対策に取り組む体制を構築するとともに、空き家の予防から、管理、利活用、処分に対する相談の場を定期的に設け、空き家の抑制に取り組んでまいります。

また、新たに、空き家を民間事業者が改修し、移住希望者がお試し居住をできるようになり、地域住民との触れ合いや若狭町ならではの体験等の機会を通じて、若狭町への移住へと結ぶ、わかさりノベーション活性化事業を実施いたします。

この事業は、民間企業からの寄附による企業版ふるさと納税を財源として実施する事業であり、行政と民間が連携して課題の解決と活性化を図るといったものであります。

事業の過程では、移住者や協力者による物々交換やシェアリングなど、モノが回る仕組みをつくり込み、新しい形の活性化を目指してまいりたいと考えております。

また、安全で安心な町づくり、活力ある町づくりを進めていく上で、国土強靱化計画の地域計画の策定を進めてまいります。

特に計画は、公共土木をはじめ、教育、福祉、農林漁業などの多岐分野にわたることから、各課を横断的に取り組む体制を構築しまして、ハード、ソフト両方の側面から、全庁体制で地域計画の策定に取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、3年後に控えました北陸新幹線敦賀開業を見据え、若狭町の持つ魅力を最大限に発信し、誘客につなげていくために、県や嶺南各市町、そして、観光事業者等との連携を密にしながら、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

本町には、ラムサール条約登録湿地の三方五湖を代表とする自然景観や日本遺産認定の鯖街道熊川宿などの歴史遺産、また、海湖、山里の豊かな食が豊富にあります。これらのさまざまな地域資源を生かしながら、国内外から人が集まり、周遊・滞在してもらえるよう、体験・アクティビティを満喫できるプログラムを充実させ、経済、産業の活性化へとつなげてまいります。

三方五湖を代表する観光地でありますレインボーラインにつきましては、福井県と美浜町との連携のもと、山頂公園のリニューアル整備も完成を迎え、天候に左右されず、絶景を楽しむことができるようになりました。

また、2019年にクールジャパンアワードも受賞し、自然、人、文化をつなぐ福井県のみならず日本を代表する観光地として生まれ変わりました。このことを最大の武器として、より一層のPRを図ってまいります。

また、三方五湖を中心としたサイクリングロードの環境整備にも着手し、将来的には、県と市町の協働のもと、三方五湖と若狭湾を周遊するサイクリングロードとして、国土交通省からナショナルサイクルルートの選定を受け、世界に向けてPRし、サイクリストの聖地化を目指してまいります。

次に、鯖街道熊川宿ですが、空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムに続き、

宿泊施設やカフェもオープンし、民間活力による取り組みにより、今後もさまざまな分野でのにぎわい創出の拡大につながることを大いに期待しております。最近では忍者道場もオープンし、幅広い客層をターゲットにしております。

また、河内川ダム完成にあわせ、周辺の整備を行うことにより、新たな観光資源として、ダム周辺の利活用の幅を広げ、観光誘客を行います。滋賀県を縦断する高島トレイルから若狭駒ヶ岳を經由し、森林公園から河内川ダム、鯖街道熊川宿を連携させた熊川トレイルの整備を基軸に、熊川地域一帯におけるアウトドアを含めた周遊滞在型観光を推進してまいります。

次に、近年、国の積極的な施策でもあります海外からの観光誘客、インバウンドにつきましては、一般社団法人三方五湖観光協会が中心となって、県内での先駆けでもある漁業体験型旅行を売り込み、さらなる成果を上げていきたいと考えており、引き続き、漁家民宿の魅力を高め、滞在・交流が促進できるように受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

このほかにも本町の持つ豊かな自然と自慢できる食に、健康を組み合わせた若狭・三方五湖ツーデーマーチのような、本町へ訪れれば、楽しみながら心も身体もリフレッシュできるヘルスツーリズムの取り組みを推進してまいります。関係機関や協定を結んでおります大学などと連携を図りながら、若狭町への新たな旅の可能性を追求していきたいと考えております。

北陸新幹線敦賀開業以外でも、間近に迫った東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪・関西万博の開催など、本町はもちろんのこと、嶺南地域の観光誘客の拡大に向けて、絶好の機会が連続して訪れ、とても大きなチャンスとして捉えております。

本町としましては、関係者だけでなく、住民総ぐるみで訪れた観光客をおもてなしするとともに、嶺南市町との情報の共有と連携により、若狭の自然・歴史・食の魅力をありとあらゆる場面において発信し、若狭地方が魅力ある観光地として発展していくよう努力してまいりたいと考えております。

次に、産業の振興についてであります。まず、農業振興、米政策につきましては、既に担い手農家への農地集積は相当数に達し、継続的で安定的な生産体制が確立してきたと考えております。また、経営体ごとに、米の契約栽培、輸出米、飼料米などによる生産調整など特色のある経営に取り組まれており、大変心強く思っております。

しかしながら、農業生産法人をはじめとする大規模経営においては、米の生産による所得のウエイトが大きくなっています。将来、米価においては、大変不安定な要素があ

るため、所得確保のために、新技術・新品種の導入、野菜・果樹など高収益作物への取り組みを支援するとともに、高性能機械の導入などによる規模拡大と経費の削減を図るよう関係機関と連携して推進してまいります。

そうした中、かみなか農楽舎の農業の担い手育成に対する取り組みにつきましては、地方創生の全国的なモデルとして高い評価を受けております。今後も地域農業者の皆様とのつながりを積極的に行いながら、農業研修体制の強化・充実を図り、地域が求める人材育成を行ってまいります。

この春、福井県立大学に創造農学科が新設されるに当たり、県立大学とかみなか農楽舎、若狭町の三者で、次世代の「農」を担う人材育成に関する連携協定を締結したところであります。引き続き、大阪・摂南大学とも連携協定を3月に結ばせていただきます。

今後は、インターンシップの受け入れなどを行うとともに、地域農業が抱える諸問題にも県立大学や摂南大学と連携協力しながら、課題解決に向けた取り組みを積極的に進め、農業後継者の育成と地域農業の活性化を推進してまいります。

また、若狭町最大の特産品でもあります福井梅につきましては、若狭町のみならず全国的にも梅の生産と消費につきましては、依然として厳しい情勢となっております。日本海側最大の産地をうたう若狭町ですが、年々その生産量が減少しており、この背景には、梅の木の老木化、生産者の高齢化、そして、異常とも言える気象条件が加わったと考えられます。

町としましては、この梅産業を守るため、若狭町梅振興ビジョンに基づき事業を展開しております。

その一つとして、地域おこし協力隊の導入により、若手生産者の育成と定住にもつなげており、また、青梅出荷だけでは生活が成り立たない時代でもあり、梅生産者の所得や雇用の増加を図るべく、生産・加工・販売と一貫した取り組みである6次産業化を推進しているところであります。

今後も引き続き、若手梅生産者を中心に、外部からの専門的なアドバイザーの意見も取り入れながら、梅振興ビジョンの目標達成に向け、具体的なアクションプランを検討し、梅の生産にかかわる農林担当部局とも連携を密にしながら、安定した生産量の確保と新たな梅製品の研究・開発に取り組んでまいります。

さらに、林業遺産の熊川葛やG I認定を受けております伝統野菜・山内かぶらなどにつきましても、それぞれの地域が将来ビジョンをもって地域ぐるみで特産品の振興に取り組んでいけるよう、国の交付金事業を活用し、それぞれのブランド化に努めてまいります。

次に、町内の農業の基盤整備につきましては、優良な農地を保全し、農業経営の安定化を図るため、集落基盤整備事業や区画整理事業、土地改良施設の更新事業などの基盤整備に取り組んでまいります。

また、町内5土地改良区がございますが、この事務局体制の見直しにつきましては、土地改良区が自主的に運営できるような体制を構築できるよう支援してまいります。

また、福井梅産地改革事業として大規模モデル園地の造成が始まっております。今後も経営の安定化を図るとともに、この取り組みを集落座談会・説明会を通じて広く周知し、他集落でも取り組んでいただけるよう関係機関が連携して推進してまいります。

また、梅の次世代担い手独立就農支援に取り組むため、地元出身者や町外からの新規就農者を募集・育成し、梅園地・担い手マッチング制度とあわせて、梅園の保全と産地の活性化を図ることを目的とし、令和3年度からの事業に向けて準備を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策でございますが、2年続きの暖冬により、イノシシの数が相当ふえていると予想されます。このため、有害鳥獣の捕獲に関しましては、有害鳥獣捕獲隊員と農業者や集落が連携した地域ぐるみの捕獲体制に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、国の森林整備地域活動支援交付金事業を活用して、森林施業に必要不可欠である森林境界の明確化を引き続き実施してまいります。

また、令和元年度より森林環境譲与税が導入されておりますので、本年度におきましては、民有林における災害等が起り得る可能性が高い箇所において、被害を未然に防げるような健全な森林となるよう、優先的に搬出間伐等の森林施業を実施し、広葉樹を植栽するなど、災害に強い森林づくりを進めるための組織を設け、広く御意見をいただきながら、その活用に向けて検討をしてまいります。

水産振興につきましては、3月補正で計上させていただきました常神支所の冷凍庫・氷をつくるための機械などの整備や人材確保に係る支援を継続するとともに、三方漁協と連携して良好な漁場の保全を図ってまいります。

また、内水面漁業におきましては、漁場の環境・資源の保護と鯉ヘルペス対策として、今まで稚魚を放流していたものを試験的に越冬させて、幼魚を放流する新たな取り組みを継続して支援してまいります。さらに、外来魚対策の充実や河川への放流事業による資源の確保にも努め、引き続き水産業の発展に取り組んでまいります。

水産基盤施設である漁港施設や漁場施設及び海岸保全施設につきましては、日常管理計画に基づく各種点検において老朽化の程度を適切に把握し、計画的な補修・改修等により長寿命化対策を推進し、機能保全に努めてまいります。

商工振興につきましては、わかさ東商工会が地元の若手後継者育成や消費拡大、小規模事業者等の成長発展に取り組んでいただいているところであります。

引き続き、さらなる地域内の消費拡大と小規模事業者等の成長発展のため、美浜町と緊密な連携をとり、商工会の運営について支援をしていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスが各方面に波及しないか心配しております。国では、中小企業の支援策を経済対策として考えられており、県の指導を受けながら進めてまいります。

次に、防災についてであります。昨年10月、関東、甲信越、東北地方を襲った台風19号により、各地で河川の堤防の決壊、氾濫による浸水、土砂崩れなどが多発し、非常に広範囲に甚大な被害をもたらしました。若狭町におきましては、おかげさまで、昨年1年間、自然災害の大きな被害を受けることはありませんでしたけれども、今後は地球温暖化など異常気象の影響もあり、災害はいつ起こるかわかりません。

こうした災害に備えるため、引き続き、防災資機材、また、備蓄品の整備を進めるとともに、災害対応や危機管理の訓練を実施するなど防災体制の構築に努めてまいります。

また、災害時には、自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織や防災士の育成に力を注ぎ、防災訓練などを通じて地域防災力を高め、安全・安心なまちづくりを推進させていただきます。

次に、廃棄物の処理でございますが、若狭広域行政事務組合において、高浜町和田地区における一般廃棄物の広域処理を行う広域ごみ焼却施設の建設を進めてまいります。

また、若狭町が担当となっております広域ごみ中継施設につきましても、建設候補地の地元の皆様の御理解、御協力が得られるよう説明に努め、建設を推進したいと考えております。

あわせて、美浜・三方環境衛生組合で運営しておりますエコクル美方につきましては、広域による廃棄物処理の取り組みを踏まえた上で、施設管理や運営方法等の今後の計画などについて美浜町と協議し、地元の皆様に説明を行うとともに、具体的に取り組みを進めてまいります。

次に、地域情報関係についてであります。現在、三方地域のケーブルテレビの伝送路の光ケーブル化の更新工事を実施しております。

情報通信技術の進展により、光回線自体が社会インフラとして、その重要性が増す中、光インフラを活用した防災情報の安定した伝達や4K8Kの放送配信、また、超高速通信網の整備により、Wi-Fi活用による地域活性化を図られるよう整備を進めてまいります。将来的には更新費用や運営に係る経費などを考慮し、民営化へ向けて進めてま

いたいと考えております。

続きまして、福祉に関しましては、令和2年度におきましても、地域住民のつながりの力を生かし、高齢者や障害者の方々が住みなれた町で心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

全国的にも、人口減少、少子高齢化など社会構造の変化の中で、子供、障害者、高齢者、ニートの方など、全ての人々が多様な生活課題を抱えながらも、住みなれた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民が支え合い、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現が求められております。この地域共生社会の実現に向け、地域の力を高めるまちづくりを一体的に進めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和2年度は第7期介護保険事業計画3カ年の最終年度となるため、事業の評価と課題を分析し、第8期介護保険事業計画の策定に向けて取り組んでまいります。

また、今期の若狭町高齢者福祉計画の重点目標であります地域包括ケアシステムの構築推進のため、病気になっても、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを安心して人生の最後まで続けることができるよう、福祉・保健・医療の関係機関が連携し、適切な支援が途切れなく提供できるよう体制を整えてまいります。

元気な高齢者の皆様には、加齢による心身の活力が低下した状態になるフレイル予防のため、今後もフレイルサポーター養成講座を継続し、多くの方にフレイルサポーターになっていただき、健康づくりの担い手として御活躍いただきますよう、フレイルサポーターの方が中心となり、各地域の会場で地域住民の方のフレイルチェックを実施し、健康意識の向上へつなげてまいります。また、健康教室、体操教室や集いの場の充実を図り、健康長寿のまちづくりを進めてまいります。

認知症施策につきましては、認知症になっても住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるように、認知症講演会で正しい知識と意識啓発を図り、認知症カフェで居場所と相談場所をつくり、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症高齢者本人や家族の支援に努めてまいります。

障害者福祉におきましては、障害者、障害児の福祉サービスの実施にかかわる3カ年計画であります障害福祉計画及び障害児福祉計画を更新します。

また、計画に掲げております「自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ」を基本理念に、障害のある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として、誰もが自分らしく安心して暮らせる町を目指して、さまざまな障害に対する理解を深めていくよう継続して正しい知識の普及、啓発活動を促進してまいります。

子ども・子育て支援としましては、令和元年度において、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間としまして、第2期若狭町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

計画では、「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を基本理念として、4つの基本目標、「子どもの健やかな育ちを応援します」「子育て世帯を応援します」「地域の子育てを応援します」「気がかりな子どもを応援します」を掲げ、多様化する子育てニーズに対応するとともに、子供一人一人の幸せと健やかな育ちが保障される社会の実現を目指してまいります。

また、将来的な公立保育所のあり方につきましては、若狭町児童福祉審議会の答申を踏まえて、公立保育所運営において直面している課題に対し十分検討し、未来を担う子供たちにとって、より最適な保育環境の提供を目指すとともに、行財政改革の視点から、民間活力の導入による公立保育所の民営化を推進してまいります。

次に、町民の皆様の健康づくりにつきましては、わがまち健康プロジェクト事業は3年目となりまして、町民の皆様が自分の健康管理に取り組みやすい環境の整備を目的に、高血圧を予防するための減塩の普及、血圧測定のをふやす環境づくりとして、企業が血圧計を購入する際の助成事業や集落での健康づくり活動の支援など、地域での健康づくり体制の構築をさらに進めてまいります。

次に、母子保健につきましては、子育て支援との連携による、子育て世代包括支援センターを設置し、全ての妊産婦、乳幼児において、妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

新規事業としましては、新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担、産後の不安定な時期を支援する産後ケア事業を実施してまいります。

また、引き続き、不妊治療費助成事業の周知や妊婦健診の受診勧奨、産科医療機関との連携した保健指導、子供の年齢に応じた健診や育児教室の充実、子育て支援に関する機関との連携など、途切れない、きめ細やかな対応を行ってまいります。

成人保健事業の取り組みにつきましては、特定健診受診率の向上、生活習慣病の重症化予防、医療への適正受診を目的に、町内医療機関との連携をとりながら、特定健診の受診勧奨、個々に応じた保健指導や栄養指導を継続してまいります。

「年縞・健康・しまっぺいこう」のキャッチフレーズのもと、年縞も健康も日々の積み重ねが大切であり、妊娠期、乳幼児期から高齢者まで、町民の皆様の健康づくりを地域の皆様とともに日々積み重ねてまいります。

次に、直営診療所につきましては、上中・三方診療所ともに、今後の高齢社会を見据

えて、保健予防と介護との連携を密にするとともに、今まで以上に地域の皆様のかかりつけ医の医療機関となれるよう良質な医療を提供するとともに、経営の効率化を念頭に努力してまいります。

特に上中診療所におきましては、今後のあり方を検討するため、福井大学医学部から医師や事務部長に委員となっていただき、8名の委員からなる上中診療所医療・介護体制検討委員会を立ち上げ、昨年11月13日に提言をいただきました。令和2年度につきましては、この提言に基づき改革を推し進めてまいります。

今後、上中診療所は、高齢者への拡大健診やリハビリテーション事業の拡充にも取り組み、健康なまちづくりを図っていくための準備を進めてまいります。

また、医師の招聘により、新たな診療科目を創設し、充実した診療内容を提供できるように努めてまいります。抜本的な経営改革を念頭に置き、町民の皆様へよりよい医療・介護環境を提供していくための計画及び準備を進めてまいります。

次に、公共土木についてであります。住民の悲願でもございました県道常神三方線の改良事業につきましては、神子・常神間のトンネル工事が着手されます。引き続き遊子・小川間のトンネル化につきましても、一日も早く工事に着手できるよう、町としましても県と連携しながら取り組んでまいります。

また、豪雨等による三方五湖周辺の冠水対策として、トンネル放水路を含む三方五湖治水対策事業につきまして、昨年末、早瀬川水系河川整備計画が策定され、いよいよ事業が本格化してまいります。今後、地元住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、実施に向けた調査設計に取りかかります。

また、鳥浜集落を通ります国道162号につきまして、県において、昨年度から用地買収に着手しており、一部工事が始まります。一日も早い路線全体の完成を目指し、県と連携しながら取り組んでまいります。

また、河川につきましても、近年の異常気象や豪雨に対応するよう、国・県につきましては、国土強靱化計画の中で河川のしゅんせつを実施し、町でも国の支援を受けて、緊急度の高い箇所からしゅんせつ工事に着手いたします。

上下水道事業におきましては、本年度も安全・安心な水道水の供給と快適な生活空間・水環境社会の創造を目指してまいります。

そこで、上下水道事業経営審議委員会で審議していただいております若狭町上下水道ビジョンにおいて、安全、強靱、持続、環境の4つのキーワードを基本目標に掲げ、さまざまな施策を前に進めてまいります。

しかしながら、経年劣化により老朽化しております多くの上下水道施設を抱え、今後

の施設更新や修繕需要の拡大、また、将来の人口減少などを考えたとき、上下水道事業とも大変厳しい経営状況となることが予想されます。

こうした中、将来にわたって住民の皆様がなくてはならない大切なライフラインを守り続けていくことは、さらなる経営努力をしていくとともに、今後、住民の皆様の生活に直結する上下水道料金の改定も必要不可欠となってまいりますので、住民の皆様の御理解と協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政についてであります。若狭町教育大綱の実現に向けた施策を引き続き進めてまいります。

まず、学校教育では、第1に、学校ICT環境の活用に加え、国の1人1台の端末環境を整備するGIGAスクール構想の実現に向けて、未来を拓く生きる力を育てる教育の推進を図ってまいります。

第2に、ふるさとの持つすばらしさなどに触れ、郷土を愛する人材を育む、ふるさと教育の推進。

また、第3に、異国文化への理解と国際的な時代に対応できる人材育成を目指し、現在の小学校のALT2名体制に加え、新たに英語教育支援員2名を増員し、英語教育の充実を図るグローバル社会に対応できる教育の推進を図ってまいります。

第4に、不登校や気がかりな児童生徒への支援や、いじめの早期対応を目的とした安全で安心して楽しく学べる教育環境づくりの推進を目指し、取り組んでまいります。

また、近年、少子化の進行が顕著となり、学校の適正な集団規模の確保が困難になる中、これらの問題に向き合い、児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、学校の規模、配置の適正化を進めていく必要があると考えております。このため、昨年度に引き続き、保護者や地域、学校の代表者の方々と十分に話し合い、学校の規模、配置、適正化を推進してまいります。

次に、学校給食につきましては、町内12の小・中学校全てにおいて、給食センターで一括調理し、配送する給食センター方式に移行いたします。全校給食センター方式にすることにより、統一した衛生管理の徹底を図り、より安心・安全な給食の提供に努めます。

次に、社会教育の分野では、町民の皆様が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう地域活力の向上を図ってまいります。

また、佐久間艇長110周年の記念式典に、今回、アメリカ大使館付き武官、また、オーストラリア大使館付き武官をお招きいたしまして、式典を開催させていただきたいと思っております。佐久間艇長の功績、これらにつきましては、各諸外国にも広く伝わってお

ります。本当に大きな功績をお持ちでございます。

また、青少年育成の分野では、青少年の心の豊かさやたくましさを養うべく、家族から離れた集団生活の中で生活体験をする機会を設け、自立心、忍耐力、協調性を培い、心身を鍛え、魅力ある人材育成を目指すチャレンジウォークや、大阪万博以来、深めてきた吹田市・若狭町子ども会リーダー交歓会など、子供たちの人材交流プログラムの実施や、国際化時代に活躍できる未来のまちづくりを担う人材の育成を図るため、オーストラリア派遣研修事業を実施いたしました。しかしながら、令和元年度のオーストラリア研修につきましては、新型コロナウイルスの大流行によりまして、町の交流協議会の皆様とお話をさせていただきました。こんな中、この今回の令和元年のオーストラリア研修につきましては、延期とさせていただきますということで決まりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、社会体育の分野では、町民の皆様が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ活動の機会と環境づくりについて支援してまいります。

また、今年度は東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催されることから、機運の醸成を図る独自のイベントを開催するなど、成功に向けて取り組んでまいります。

なお、昨年度より、体育館やグラウンドなど公共施設の使用料について、施設使用料算定・減免基準を制定し、適正な受益者負担及び減免の運用方法の見直しを行ったところでございます。

今後、多くの公共施設が大規模修繕や建て替え等の時期を迎える一方で町の財政が厳しくなると予想されております。将来に向けた持続可能な公共施設の管理運営及び行政サービスの提供に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、歴史、文化関係であります。御承知のように、我が町には、史跡、名勝、天然記念物、民俗、建造物など、国内外に発信できる多様な文化、自然遺産が多数存在いたしております。

昨年度より、国の補助事業を活用して、文化財保存活用地域計画を策定しておりますが、新年度で完成させる予定となっております。

また、日本遺産のテーマ「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群一御食国若狭と鯖街道」の根底にある、若狭の古代の王の古墳の今後の復元整備に向けた発掘調査を行ってまいります。

三方五湖エリアにつきましては、引き続いて、一昨年に開館しました福井県年縞博物館、縄文博物館、そして、リニューアルを間近にしましたレインボーラインとの三者を一体化させたエリアのブランド化を目指して、国内外にPRしていきたいと考えております。

さらに、鯖街道熊川宿の保存活用につきましては、民家の修理の継続とともに民間との協働をさらに強めながら推進してまいります。

また、町民の皆様には、最も身近な文化財である伝統文化に対しましても、活動支援とともに調査を計画しております。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として開館15周年を迎えます。町内外から多くの皆様に御来館いただき、気軽に文化、芸術に触れる場、さまざまな交流が生まれる場として、活気あふれる施設運営に心がけてまいります。

また、町立図書館の民間委託も2カ年が経過し、書店ならではの強みを生かしたイベントの開催や丁寧な接客と細やかな配慮で好評いただいております。

これからも身近で親しまれるパレア若狭となるよう、各民間事業者と連携を図りながら、効率的な運営と充実したサービスの提供を目指すとともに、芸術文化の振興に取り組んでまいります。

以上、町政運営に当たりまして、施政方針並びにその取り組みにつきまして申し上げます。

今後とも、職員一同、明るく元気で笑顔いっぱいの親切丁寧な対応に心がけ、町民の皆様と一体となって、若狭町をつくり上げていく所存でございます。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、熊谷勘信君、3番、渡辺英朗君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和元年12月分から令和2年1月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、若狭町議会議員の派遣について、お手元に配付のとおり議員を派遣しましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第2号から日程第7 議案第6号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第7、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第2号から議案第6号までの5議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,686万5,000円を追加し、予算総額を110億9,970万6,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費では、住民基本台帳ネットワークシステム事業で206万3,000円の増額などのほか、各種事業の精算により、総務費全体では204万6,000円の増額となりました。

民生費では、心身障害者（児）医療費無料化対策事業で330万5,000円の増額、子ども医療費助成事業で366万2,000円の増額、各種事務事業の精算により、民生費全体では628万3,000円の増額となりました。

衛生費では、公衆衛生事業で4,500万円の増額、公立小浜病院組合負担金事業で2,151万4,000円の増額、各種事務事業の精算により、衛生費全体では5,812万円の増額となりました。

農林水産業費では、果樹・園芸産地振興事業で3,258万円の減額、企業的園芸参入支援事業で1,609万6,000円の増額、農業用河川工作物等応急対策事業で1,350万円の減額、水産振興対策事業で1,000万円の増額、各種事務事業の精算などにより、農林水産業費全体では3,304万円の減額となりました。

商工費では、観光宿泊施設管理事業で1億3,340万3,000円の増額となりました。

土木費では、道路改築事業で2,485万円の増額となりました。

消費費では、各消防組合の負担金の精算で663万9,000円の減額となりました。

教育費では、校内通信ネットワーク事業で4,826万7,000円の増額のほか、小・中学校の管理費の増額など教育費全体で5,184万2,000円の増額となりました。

次に、歳入の主なものにつきましては、町税が3,512万6,000円の増額、地方特例交付金が2,531万9,000円の増額、使用料及び手数料が1,892万1,000円の減額、国庫支出金が3,635万3,000円の増額、県支出金が4,574万8,000円の減額、また、財産収入につきましては、観光ホテル水月花の売却などにより1億3,947万1,000円の増額、町債につきましては、4,230万円の増額などとしております。

次に、議案第3号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,412万2,000円を追加し、予算総額を18億9,485万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で6,229万3,000円の増額、一般会計繰入金で466万円の増額などとなっております。

また、歳出では、保険給付費で6,555万3,000円の増額などとしております。

次に、議案第4号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ321万8,000円を追加し、予算総額を1億9,408万9,000円とするものであります。

歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

次に、議案第5号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ68万5,000円を減額し、予算総額を19億7,312万円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で52万1,000円の増額、繰入金で105万5,000円の減額などとしております。

また、歳出では、総務費で95万9,000円の減額、地域支援事業費で300万円の減額、基金積立金で327万4,000円の増額としております。

次に、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」であります。医業収益で1,552万8,000円の減額、一般会計繰入金で4,500万円の増額としております。

以上、5議案につきまして説明申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

～日程第8 議案第7号から日程第16 議案第15号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第8、議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」から日程第16、議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正につい

て」までの9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第7号から議案第15号までの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」ですが、本案は、官民一体となって、町の特徴を生かした自立的かつ持続的な社会を創生していくことを目的として、若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第8号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」ですが、本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第9号「若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」ですが、本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第10号「若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことに伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、町長、副町長及び教育長の給料の額を現行額に減額する前の額としたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」ですが、本案は、令和2年3月31日に岬保育所を廃止するため、条例の改正が必要となるので、こ

の案を提出するものであります。

次に、議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」であります、本案は、民法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、9議案につきまして説明を申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の9議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております9議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております9議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

～日程第17 議案第16号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第17、議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約に定める委託期限の変更をしたいので、この案を提出するものであります。

十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第18 議案第17号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第18、議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間が5年間延長されたことに伴い、引き続き、共施設整備等を実施するに当たり、合併特例債を活用したいので、この案を提出するものであります。

十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定します。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(島津秀樹君)

再開します。

～日程第19 議案第18号から日程第33 議案第32号～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第19、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」から日程第33、議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの15議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第18号から議案第32号までの令和2年度の一般会計及び各会計の予算につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を107億6,847万4,000円と決めました。

なお、前年度と比較いたしますと、13億1,013万4,000円の増加、率では13.85%の増加となっております。

それでは、予算内容につきまして説明させていただきます。

歳入の主なものについてですが、町税の総額は17億3,139万2,000円で、前年度に比べて0.68%の増加、地方交付税につきましては、38億8,500万円で、2.1%の増加、国庫支出金は10億2,454万8,000円で、82.1%の増加、県支出金は10億5,847万8,000円で、6.21%の減少、繰入金は8億5,205万3,000円で、113.11%の増加、町債は8億1,760万円で、30.84%の増加などとなっております。

次に、歳出の主なものについてですが、総務費では、23億4,763万3,000円となり、前年度に比べ52.46%の増加となっております。これは、ケーブルテレビネットワーク更新事業やふるさと納税推進事業などの増加によるものであります。

民生費では、23億1,155万9,000円となり、保育所総務管理事業の増加などにより、0.96%の増加となっております。

衛生費では、11億5,763万3,000円となり、公立小浜病院組合負担金事業や清掃総務費の増加などで6.87%の増加となりました。

農林水産業費では、9億8,304万1,000円となり、土地改良事業の減少や農業用河川工作物等応急対策事業の終了などにより、8.51%の減少となっております。

商工費では、5億3,782万5,000円となり、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業や観光振興基金積立金事業などにより、183.68%の増加となっております。

土木費では、7億3,342万2,000円で、道路改築事業の減少などにより、1.5%の減少となっております。

消防費では、4億649万5,000円で、若狭消防組合及び敦賀美方消防組合の負担金の減少などにより、4.49%の減少となりました。

教育費では、8億9,751万7,000円で、小・中学校管理費及び教育振興事業や海洋センター管理費の増加などにより、20.74%の増加となっております。

町の借金を返済する公債費では、12億7,541万8,000円となり、1.72%の増加となっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を18億7,020万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で13億6,936万6,000円、国民健康保険事業費納付金で4億2,755万8,000円、保健事業費で5,583万8,000円

などを計上しております。

財源となる歳入では、国民健康保険税で2億9,986万1,000円、県支出金で14億1,443万9,000円、一般会計から繰入金1億706万7,000円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第20号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億9,239万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,033万7,000円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源としまして、保険料1億5,123万4,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第21号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を8,773万1,000円とするものであります。三方診療所分で8,552万7,000円、巡回診療所分で220万4,000円を計上しております。

医業費などの歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計からの繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第22号「令和2年度若狭町介護保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を19億9,182万7,000円とするものであります。

介護保険事業勘定に19億7,009万1,000円、介護保険サービス事業勘定に2,173万6,000円を計上して、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めたいと考えております。

次に、議案第23号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を2億6,144万6,000円とするものであります。

歳出では、簡易水道施設管理費に6,917万3,000円、簡易水道建設費に1億2,508万5,000円などを計上しております。

歳入では、使用料1億3,783万円、一般会計繰入金858万1,000円、基金繰入金1,200万円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第24号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を161万6,000円とするものであります。

農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に83万円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第25号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を4億1,987万1,000円とするものであります。

歳出では、集落排水処理施設管理費に1億3,436万5,000円などを計上して、

施設の適切な運営に努めたいと考えております。

これらの財源として、使用料1億2,647万1,000円、一般会計からの繰入金2億7,353万3,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第26号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を7,046万4,000円とするものであります。

歳出では、集落排水施設管理費に2,460万5,000円、集落排水施設建設費に2,862万8,000円などを計上しております。

歳入では、使用料2,421万9,000円及び一般会計繰入金3,638万9,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第27号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を5億9,187万8,000円とするものであります。

歳出では、公共下水道施設管理費に1億3,592万2,000円、公債費に3億6,937万5,000円などを計上しております。

これらの財源として、使用料1億2,690万1,000円、一般会計繰入金3億6,937万5,000円及び基金繰入金6,029万4,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第28号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を3,411万9,000円とするものであります。

本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2,152万3,000円、公債費に1,239万6,000円などを計上しております。

これらの財源として、使用料2,850万5,000円及び一般会計繰入金557万8,000円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第29号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を5,045万2,000円とするものであります。

歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で833万9,000円、公債費に3,841万2,000円などを計上し、歳入では、分譲地の売払収入として762万4,000円、基金繰入金4,269万8,000円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第30号「令和2年度若狭町水道事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を1億5,870万円、収益的支出の予定額を1億6,604万5,000円とし、資本的収入の予定額を5,379万円、資本的支出の予定額を1億2,207

万3,000円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で6,869万5,000円、企業債5,280万円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

次に、議案第31号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を2,575万1,000円、収益的支出の予定額を3,828万5,000円とし、資本的支出の予定額を295万9,000円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け供給施設の維持管理に努める予算となっております。財源には、給水収益などを計上しております。

次に、議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を4億8,794万1,000円、収益的支出の予定額を5億1,243万2,000円、資本的支出の予定額を1,900万円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、15議案につきまして説明申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の15議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております15議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております15議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

～日程第34 議案第33号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第34、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月からの5年間、旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者として、一般社団法人、熊川プロジェクトを指定したく、この案を提出するものであります。

十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。議案審査のため、明日3月3日から8日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、明日3月3日から8日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会します。

(午前11時35分 散会)